

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月2日
【報告者の名称】	ウェーブロックホールディングス株式会社
【報告者の所在地】	東京都中央区明石町8番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	東京03(6830)6000(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 市井 栄治
【縦覧に供する場所】	ウェーブロックホールディングス株式会社 (東京都中央区明石町8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称 ウェーブロックインベストメント株式会社
所在地 東京都中央区明石町8番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権(以下 ないし を総称して「本件新株予約権」といいます。)

平成17年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成17年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「平成17年度新株予約権」といいます。)

平成17年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成17年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第1回新株予約権」といいます。)

平成17年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成17年8月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第2回新株予約権」といいます。)

平成17年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成17年12月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第3回新株予約権」といいます。)

平成18年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成18年7月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「平成18年度新株予約権」といいます。)

平成18年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成18年7月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第4回新株予約権」といいます。)

平成18年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成18年8月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第5回新株予約権」といいます。)

平成19年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成19年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「平成19年度新株予約権」といいます。)

平成19年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成19年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第6回新株予約権」といいます。)

平成19年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成19年10月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第7回新株予約権」といいます。)

平成20年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成20年7月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「平成20年度新株予約権」といいます。)

平成20年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成20年7月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第8回新株予約権」といいます。)

平成20年6月20日開催の当社定時株主総会の決議及び平成20年9月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第9回新株予約権」といいます。)

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年1月30日開催の取締役会において、ウェーブロックインベストメント株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社の発行済株式（ただし、自己株式を除きます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に賛同することを決議（以下、「賛同決議」といいます。）いたしました。したがって、当社は、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 本公開買付けの概要

本公開買付けに係る公開買付届出書によれば、公開買付者は、平成19年8月に経営陣によるマネジメント・バイアウトの支援を目的として設立されたエムシーピースリー投資事業有限責任組合（以下、「MCP」といいます。）の無限責任組合員であるエムシーディースリー株式会社（平成19年6月設立、本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号、代表取締役大畑康壽）（以下、「MCD」といいます。）が届出日現在100%出資する株式会社であり、買収目的会社であります。MCPは、出資者から総額410億円のコミットメント（出資約束金額）を受けており、本公開買付けの決済までに公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに木根渕純氏に対して第三者割当増資を行うことを予定しており、木根渕純氏がかかる第三者割当増資を引き受ける場合には、木根渕純氏が保有する公開買付者の発行済株式を除きます。）を取得する予定であります。MCDは、プライベートエクイティ投資業務や資本戦略、投資先の株式公開サポート等の幅広い分野において、投資先の企業価値向上を支援しております。

今般、公開買付者は、発行済株式総数（12,613,037株、ただし当社の自己株式を取得する予定はありません。）全て及び発行済本件新株予約権の全てを取得し、当社を完全子会社とする一連の取引（以下、「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、当社の普通株式7,418,241株（当社の発行済株式総数に対する割合（以下、「株式所有割合」といいます。）は約58.8%であり、当社の第46期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月30日現在の自己株式数（2,050,576株）を控除した発行済株式総数に対する割合は約70.2%であります。）を取得の下限として設定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の創業者であり大株主でもある木根渕弘水氏（所有株式数1,578,340株、株式所有割合約12.5%）、三菱化学株式会社（所有株式数1,000,349株、株式所有割合約7.9%）、株式会社商工組合中央金庫（所有株式数450,000株、株式所有割合約3.6%）、当社の代表取締役兼執行役員社長である木根渕純氏（所有株式数363,300株、株式所有割合約2.9%）、株式会社みずほ銀行（所有株式数329,313株、株式所有割合約2.6%）、及び三菱UFJ信託銀行株式会社（所有株式数165,000株、株式所有割合約1.3%。なお以上6者をあわせて「木根渕弘水氏ら大株主」といいます。）との間で、原則としてその保有する当社株式の全て（合計3,886,302株、株式所有割合約30.8%）について、本公開買付けへ応募する旨の契約（以下、「公開買付応募契約」といいます。）を締結

しております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）である本取引の一環として行われるものであり、当社の代表取締役兼執行役員社長である木根淵純氏及び代表取締役兼執行役員副社長である後藤務氏（以下、「後藤氏」といいます。）は、代表権を有する取締役として、また、当社の取締役である小西定氏（以下、「小西氏」といいます。）、青木隆志氏（以下、「青木氏」といいます。）、福田晃氏（以下、「福田氏」といいます。）、伊集院通弘氏（以下、「伊集院氏」といいます。）は、取締役として、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。また、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根淵純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根淵純氏、青木氏、福田氏及び伊集院氏（以下、木根淵純氏、青木氏、福田氏及び伊集院氏を総称して「MBO出資予定経営陣」といいます。）に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です。

（注1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般的に対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

（3）本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、昭和39年6月、イタリアの系強化プラスチック製法特許“ウェーブロック”技術を導入するために設立されました。翌昭和40年に、ウェーブロック製品の生産・販売を開始した後、塩化ビニルフィルム、壁紙及びポリプロピレンシート等の製造へ順次事業領域を拡大し、平成2年10月には日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録、株式を公開しました。さらに、平成8年12月に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場、その後網製品製造のダイオ化成株式会社、壁紙製造のヤマト化学工業株式会社の買収等を通じて、一層の事業強化に取組みました。なお、平成17年4月、当社は商号を旧商号「日本ウェーブロック株式会社」から「ウェーブロックホールディングス株式会社」に変更し、新設会社「日本ウェーブロック株式会社」に旧「日本ウェーブロック株式会社」の全ての事業を承継し、持株会社となりました。

当社が管理・統括する子会社及び関連会社は、主に5つの領域で事業を展開しております。壁紙中間製品及び最終製品を製造販売するインテリア部門、ポリプロピレンシートやポリスチレンシートとその成形品を製造販売する包材部門、自動車用光輝テープ、メディカル用シート及び包装材料開封テープ等を製造販売するコンバーティング部門、建築工事シート、フレコン用シート等を製造販売する汎用品部門、各種合成繊維製網製品等を製造販売する編織部門です。

当社を取り巻く事業環境としましては、ここ数年の収益悪化の主要因であった原材料高騰が沈静化しつつあるものの、当社は依然として幾つかの構造的な課題を抱えております。第一に、当社は引き続きその収益性を樹脂材料の価格に大きく依存しております。上記のとおり、確かにここ数年続いた原材料価格の高騰は、現状沈静化しつつありますが、中長期的に見た場合、引き続き不透明な部分も多く、また主要原材料メーカーの統合が続いていることにより、当社の仕入先に対する価格交渉力が低下しているという課題も抱えております。第二に、当社の事業の大半に当たるインテリア部門、包材部門、汎用品部門、編織部門は、成熟した市場に依存しており、今後の成長性に懸念があります。第三に、当社の事業の対象市場は、上記のとおり成長余地が限られているにもかかわらず、近年の海外企業の

参入等により、輸入廉価品との競争が激化している状況にあります。

一方、当社はここ数年の間に、複数の新規事業分野へ進出しております。その内の幾つかは今後成長が期待できるレベルに達しておりますが、本格的な事業化のためには、さらなる追加投資が必要な状況にあります。しかしながら、このところの経済環境は極めて厳しく、事業展開のための資金調達を選択肢も限定された状況にあります。また、新規事業は立上げコストが先行するため、一時的に業績が下降するリスクを内包していると同時に、短期的には株式市場から十分な評価を得られず、当社株主の皆様のご期待に沿えない可能性もあります。

加えて、当社は、大株主である三菱化学株式会社から、従前より投資方針の変更を理由として当社株式の売却意向を受けており、MBO出資予定経営陣としては、今後の厳しい経営環境下では、安定的な株主が存在することが中長期的な視野に立脚した経営を行なっていく上で必要不可欠と考えており、株主構成の再検討も急務の課題となっています。

かかる状況下、MBO出資予定経営陣は、短期的な業績推移にとらわれず、中長期的な視野に立脚した経営戦略を実行する体制を整備し、かつ新規事業の展開や株主構成の課題に対処する手段として、当社の経営方針を中長期的に支援することができる中核的安定株主の下で、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法にて当社の非上場化を行うことが最善であると判断いたしました。

また、MBO出資予定経営陣は、昨今の資本市場の状況により、今後資金調達が困難になっていく可能性があること、現在上記の構造的な事業課題に起因して収益力が低化していることに鑑みて、可及的速やかにマネジメント・バイアウト（MBO）を実施することが、当社の企業価値を維持し、これを最大化するためには必要不可欠であると判断いたしました。

公開買付者は、MBO出資予定経営陣の意向を受け、木根渕弘水氏及びMBO出資予定経営陣と協議を重ねた結果、当社の中長期的な企業価値最大化に向けた施策として、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非上場化が最善の手段であると判断し、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、木根渕弘水氏ら大株主との間で、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

また、木根渕純氏及び後藤氏は代表権を有する取締役として、また小西氏、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付けの終了後も引き続き当社の経営にあたることを予定しております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの決済日の前日までに、木根渕純氏に対して、また本公開買付け終了後に、木根渕純氏を含むMBO出資予定経営陣に対して、第三者割当増資を行うことを予定しており、MBO出資予定経営陣は、かかる第三者割当増資を引き受ける予定です（なお、木根渕純氏により本公開買付けの決済日の前日までに行われる払込金額の総額は1億円を予定しています。）。かかる第三者割当増資がなされた後に、MCP、MBO出資予定経営陣が所有する公開買付者株式の発行済株式総数に対する割合は未定です。また、公開買付者は、MCP及びMBO出資予定経営陣との間で、かかる第三者割当増資がなされた後の公開買付者の株式の取扱いに関する事項、公開買付者の株主としての権利行使に関する事項、公開買付者の経営に関する事項等について、本公開買付け終了後に合意することを予定しております。

なお、MCPは、役員派遣等を通じて、MCPの各種リソースを最大限活用し、当社経営陣と当社従業員とともに、事業基盤の構造改革を行い、当社の将来にわたる企業価値向上に最大限貢献していく意向です。

さらに、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を全額MCP から調達しますが、本公開買付け終了後、金融機関から最大20億円程度の融資を受ける可能性があり、かかる融資を受けた場合には、上記MCP からの出資金の返還等に充当することを予定しています。当該融資に係る契約では、公開買付者の一定の資産及びMCP が保有する公開買付者の株式を当該融資の担保に供し、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社及びその子会社が公開買付者の連帯保証人となり、また当社及びその子会社の一定の資産を当該融資の担保に供する可能性があります。

なお、当社は、平成21年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様が不利益が生じることから、本公開買付けの成立を条件として、当社が平成20年10月31日に発表した平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当予想に関し、これを行わないことを決議しております。

(4) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の算定に際して、当社株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討しました。また、公開買付者は、当社株式の適正な時価を算定するためには、本公開買付けの実施の直前の株価のみならず、中期的な一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、平成21年1月26日に、当社の株式の過去6ヶ月間における東京証券取引所における市場株価推移を検討したところ、本公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は306円、過去3ヶ月間における平均株価は311円、過去6ヶ月間における平均株価は360円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、本公開買付けが上場廃止を企図し、既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けの賛同の可否及び本公開買付け成立の見通しを勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格が提示できるよう、当社の潜在的成長力や本公開買付価格について慎重に検討いたしました。その上で、木根弘水氏ら大株主及び当社と協議・交渉を行い、最終的に平成21年1月30日に520円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成21年1月26日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値306円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して70.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値311円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して67.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となり、平成21年1月26日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における普通株式売買価格の終値の単純平均値360円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して44.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、公開買付者は、算定の際に第三者の意見を聴取しておりません。

また、本公開買付けの対象には本件新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる本件新株予約権は、いずれも当社又はその関係会社の役員等又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権を除く本件新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において当社又はその関係会社の役員等若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期満了による退任、定年による退職の場合を除きます。）、平成17年度新株予約権、平成18年度新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権については、当該新株予約権の新株予約権者は、当社又はその関係会社の常勤取締役又は常勤監査役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限りこれを行って行使できるものとされ、また、本件新株予約権者は当社との新株予約権割当契約書に基づき、本件新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められていないことから、公開買付者は本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行って行使することができないと解されることから、本件新株予約権の買付価格を1円と決定しました。

さらに、本公開買付けに当たっては、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立したプロジェクトチームの設置

本取引が、当社の代表取締役兼執行役員社長及び取締役であるMBO出資予定経営陣が本公開買付け終了後公開買付者に出資することをその要素としていることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、本来、企業価値の向上を通じて株主の皆様様の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する当社の意思決定において恣意的な判断がなされないようにすることを目的として、当社取締役会は、本取引を検討するためのプロジェクトチーム（以下、「本件PT」といいます。）を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

当社の取締役会は、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力などを備えている者として、当社の社外取締役である西澤民夫氏及び渡邊龍男氏の2名並びに社外監査役である石崎優仁氏、松澤英雄氏及び岡野真也氏の合計5名を本件PTの委員に選任しております。

上記委員から構成される本件PTによる会議は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、当社取締役会から本取引によって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。

また、本件PTは、公開買付者との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、本件PTは、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月30日に、当社の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは当社の企業価値の向上が目的とされており、また、公正な手続きを経て株主利益への配慮が行われていると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

また、当社取締役会は、本公開買付価格の公正性を検討するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関より株式価値算定書を取得することとし、第三者算定機関として、PwCアドバイザリー株式会社（以下、「PwC」といいます。）を選任し、平成21年1月30日に株式価値算定書を取得いたしました。

PwCは、当社の株式価値算定に当たり、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて分析をしております。PwCが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

（i）市場株価基準方式

市場株価基準方式は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成21年1月29日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均及び出来高加重平均を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を303円から371円と算定しております。

（ ）類似会社比準方式

類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を284円から353円と算定しております。

（ ）DCF方式

DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の1株当たりの株式価値を472円から570円と算定しております。

さらに当社は、公開買付者及び当社において特別利害関係を有する取締役らから独立した西村あさひ法律事務所から本取引に関する法的助言を受けました。

当社は、第三者算定機関であるPwCより取得した株式価値算定書及び本件PTによる上記に係る答申の結果を参考に、本取引及び本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討し、公開買付者と十分な協議交渉を行った結果、本取引が当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格並びに本件新株予約権の買付け価格の諸条件が妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成21年1月30日開催の取締役会において、賛同決議を行っております。なお、当社は第三者算定機関その他の評価機関よりフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。

特別利害関係を有する取締役を除く当社の取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役兼執行役員社長を務める木根渕純氏、取締役を務める青木氏、福田氏及び伊集院氏は、本公開買付けが成立した場合には、木根渕純氏は代表権を有する取締役として、青木氏、福田氏、伊集院氏は取締役として、本公開買付け終了後においても引き続き当社の経営にあたること及び公開買付者に出資を行うことを予定していることから（ただし、木根渕純氏については、本公開買付け終了後に加えて、本公開買付けの決済日の前日までに公開買付者に出資を行うことを予定しています。）、また、当社の取締役を務める木根渕建氏は、木根渕純氏の実弟であり、利益相反のおそれが否定できないことから、特別利害関係者として、賛同決議を含む本取引に関する当社の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

賛同決議を含めた本取引に関する当社の取締役会には、利益相反のおそれのあるMBO出資予定経営陣及び木根渕純氏の実弟である木根渕建氏を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。また、当該取締役会においては、当社監査役の全員が出席し、社外監査役を含めいずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社株式及び本件新株予約権について、株主及び本件新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付けの機会を確保しております。これにより、当社取締役会の判断の公正性（買取価格の適正性）を客観的に担保しております。

なお、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項等）

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、前述のとおり、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社を完全子会社化する手続きを実施することを企図しております。また、公開買付者は、これらの手続きを行った後、公開買付者と当社との間で、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じです。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。

当該定時株主総会又は臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 ないし を同一の株主総会に付議する方法で実施することを当社に要請することを検討しております。なお、当社は本公開買付けの終了後、かかる要請に応じて上記株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の総議決権の3分の2以上を保有することになり、上記の株主総会において各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本書提出日現在未定であります。公開買付者が当社株式の100%（自己株式を除きます。）を保有することとするため、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a) 又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただく

こととなります。

念のため補足いたしますが、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本件新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本件新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対し、本件新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、当社は、かかる要請に応じて本件新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

(6) 当社株式が上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所に上場されている当社株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けにより当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に適用ある法令に従い、公開買付者による当社の完全子会社化を予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所に上場されている当社株式は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合、当社株式は東京証券取引所において取引することはできません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、前述のとおり当社の大株主である木根渕弘水氏ら大株主から、原則としてその保有する当社株式の全て（合計3,886,302株、所有割合約30.8%）について、本公開買付けに応募することについての同意を得ております。ただし、木根渕純氏については、（ ）公開買付応募契約に定める同氏の表明及び保証が、真実又は正確でないことが判明した場合、（ ）公開買付応募契約に定める同氏の義務に違反した場合（公開買付応募契約の締結日から本公開買付けの決済日までの間に、（ア）本公開買付けへの木根渕純氏による応募を妨げる可能性のある一切の行為若しくは公開買付応募契約の目的を阻害する可能性のある行為を行った場合、又は（イ）当社をして、当社が公開買付応募契約締結以前に行っていたものと実質的に異なる方法により業務を遂行せしめ、公開買付者の事前の同意を得ることなく、減資、配当、合併等の組織再編、企業買収取引その他当社の通常の業務の範囲に含まれない行為を行わせないよう最善の努力をすることを怠った場合をいいます。）、（ ）当社及びその子会社の事業、資産、財務及び経営状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響若しくはそのおそれが生じた場合、（ ）本公開買付けに要する資金の調達に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治若しくは経済上の変動その他の事由が生じた場合、又は（v）当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、又は本公開買付けに反対した場合で、公開買付者が指示をした場合には、同氏は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。また、木根渕純氏及び木根渕弘水氏を除く木根渕弘水氏ら大株主については、（ ）当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回し、若しくは本公開買付けに反対した場合、又は（ ）木根渕弘水氏若しくは木根渕純氏が本公開買付けに応募せず、若しくは既に応募している場合にかかる応募を撤回する場合で、公開買付者が指示をした場合には、木根渕弘水氏及び木根渕純氏を除く木根渕弘水氏ら大株主は本公開買付けに応募せず、又は、既に応募している場合には応募を撤回する義務を負います。さらに、木根渕弘水氏による本公開買付けへの応募は、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同を撤回しないことを条件としています。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	363,300	3,633
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	27,312	273
福田 晃	取締役	10,800	108
小西 定	取締役	60,500	605
青木 隆志	取締役	2,300	23
伊集院 通弘	取締役	24,000	240
木根 建	取締役	88,100	881
染谷 昇	常勤監査役	8,800	88
計	8名	585,112	5,851

(注) 所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(2) 新株予約権

平成17年度新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	32	3,200	32
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	26	2,600	26
小西 定	取締役	26	2,600	26
青木 隆志	取締役	12	1,200	12
伊集院 通弘	取締役	16	1,600	16
染谷 昇	常勤監査役	10	1,000	10
計	6名	122	12,200	122

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

第1回新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	120	12,000	120
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	120	12,000	120
小西 定	取締役	120	12,000	120
青木 隆志	取締役	50	5,000	50
伊集院 通弘	取締役	70	7,000	70
計	5名	480	48,000	480

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

平成18年度新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	26	2,600	26
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	26	2,600	26
小西 定	取締役	26	2,600	26
青木 隆志	取締役	12	1,200	12
伊集院 通弘	取締役	17	1,700	17
染谷 昇	常勤監査役	10	1,000	10
計	6名	117	11,700	117

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

第4回新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	100	10,000	100
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	100	10,000	100
小西 定	取締役	100	10,000	100
青木 隆志	取締役	50	5,000	50
伊集院 通弘	取締役	70	7,000	70
計	5名	420	42,000	420

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

平成19年度新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	39	3,900	39
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	39	3,900	39
福田 晃	取締役	39	3,900	39
小西 定	取締役	39	3,900	39
青木 隆志	取締役	25	2,500	25
伊集院 通弘	取締役	25	2,500	25
染谷 昇	常勤監査役	15	1,500	15
計	7名	221	22,100	221

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

第6回新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	100	10,000	100
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	100	10,000	100
福田 晃	取締役	100	10,000	100
小西 定	取締役	100	10,000	100
青木 隆志	取締役	70	7,000	70
伊集院 通弘	取締役	70	7,000	70
計	6名	540	54,000	540

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

平成20年度新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	80	8,000	80
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	65	6,500	65
福田 晃	取締役	55	5,500	55
小西 定	取締役	65	6,500	65
青木 隆志	取締役	55	5,500	55
伊集院 通弘	取締役	45	4,500	45
染谷 昇	常勤監査役	25	2,500	25
計	7名	390	39,000	390

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

第8回新株予約権

氏名	役名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権の数(個)
木根 純	代表取締役 兼執行役員社長	200	20,000	200
後藤 務	代表取締役 兼執行役員副社長	120	12,000	120
福田 晃	取締役	100	10,000	100
小西 定	取締役	120	12,000	120
青木 隆志	取締役	100	10,000	100
伊集院 通弘	取締役	80	8,000	80
計	6名	720	72,000	720

(注) 株式に換算した場合の数及び株式に換算した場合の議決権の数は、本書提出日現在のものです。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上